

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年1月17日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年2月8日から同月28日まで縦覧に供する。

平成20年2月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊郡大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下萩原1号地区	観音寺市経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東村地区	〃
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 代之池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 大池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 山原池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 丸井南地区	〃
観音寺市大野原町花稲土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業) 東新海地区	〃
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 田野々地区	〃